

## 第9 管轄外設置のタンクの水張、水圧検査

(他の行政機関によるタンク検査)

危政令第8条の2の2

- 1 危政令第8条の2の2に規定するタンクに係る完成検査前検査申請書（水張又は水圧検査）の添付図書
  - ア 危省令第6条の4第1項に規定する申請書（製造所等の別の欄には、製造所、貯蔵所、取扱所の区分、並びに貯蔵所又は取扱所の区分の欄には、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等の区分について記入する。（第15回全消会危険物委員会））
  - イ 容量計算書
  - ウ タンク構造図（タンク本体の設計図書（平面図、断面図及び詳細図に寸法、板厚、材質、溶接方法、ノズル名称及び口径等を記載したもの））
  - エ その他必要な資料
- 2 簡易タンク及び移動貯蔵タンク等の水圧検査を実施できる行政機関は、消防本部及び消防署未設置市町村長は含まず、消防本部及び消防署を置く市町村の長又は都道府県知事とする。（S47.1.7 消防予第10号質疑）